

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北茨城市

2 構造改革特別区域の名称

北茨城市福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

北茨城市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 北茨城市の状況

北茨城市は、茨城県の最北部にあり、首都東京からは、東北に180kmの地点で、東西およそ24km、南北22km、その総面積は186.55km²となっている。主要な交通幹線は、本県を縦断し、首都圏と東北地方を結ぶJR常磐線・国道6号線・常磐自動車道が海岸線に沿って整備されている。

平成17年4月1日現在における人口は49,927人、世帯数は、17,205世帯、一世帯あたり2.9人となっている。

本市の人口は、炭鉱閉山による人口流出により、昭和48年に43,827人まで落ち込んだ後、平成10年に52,504人までに回復したが、再び減少し、現在に至っている。

平成17年4月1日現在の65歳以上の人口は、11,190人で高齢化率22.4%となっている。地区別の高齢化状況をみると、関本町の高齢化率が最も高く27.3%、最も低い中郷町が19.6%で、7.7%の地域格差がある。関本町では大部分の地区が30%を超えている。特に、山間部の小川地区では49.4%となっており、2人に1人が高齢者という状況である。

今後いわゆる団塊の世代が高齢者に近づくにしたがって高齢化率が増加することは、確実と考えられ、平成23年度には、高齢化率25%が現実の数字として予測されるところである。

身体障害者手帳交付状況は1,796人、養育手帳交付状況は282人、精神障害者保健福祉手帳交付状況は95人（交付状況は、平成18年1月1日現在）となっている。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

介護保険の認定を受けている人は1,729人であり、平成17年4月1日現在の65歳以上の人口11,190人に対して、その割合は、15.5%となっている。

【介護保険の要支援・要介護認定者】 (平成17年4月1日現在)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
65歳以上	231	518	243	189	245	233	1659
40~64歳	5	23	15	8	10	9	70
計	236	541	258	197	255	242	1729

うち施設入所者 331人

要支援・要介護認定者のうち、要介護3～5の認定を受けている694人(うち在宅407人)の大部分の人が、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者であると推測されるが、要支援、要介護1及び要介護2の1,035人については、大多数の人が福祉車両までは必要としない状況と考えられる。

ひとり暮らし高齢者

市内の高齢者のうち、援護を必要とするひとり暮らし高齢者は、平成17年4月1日現在1,157人で、65歳以上の高齢者数11,190人に占める割合は、10.3%となっている。平成7年4月1日現在の援護を必要とするひとり暮らし高齢者は580人で65歳以上の高齢者数8,769人に占める割合は6.6%であった。さらに進行するであろう核家族化や高齢者人口の増加に伴い今後も増えることが予想される。ひとり暮らし高齢者がそのまま移動制約者になるわけではないが、家族等による移送が期待しにくいことから、地域における外出支援策を講じる必要性が高いと考えられる。

身体障害者

平成17年4月1日現在、身体障害者手帳の交付者数は、1,796人になっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ125人、991人の計1,116人となっている。

肢体不自由障害者の1・2級の者487人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重なっていない場合は、福祉車両を利用する必要は

ないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、ひとりでの利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

【身体障害者手帳の交付者数】 (平成17年4月1日現在)

等級	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	計
1	257	54	2	0	342	655
2	230	35	29	1	1	296
3	161	7	18	23	105	314
4	196	10	24	5	93	328
5	108	11	0	0	0	119
6	39	8	37	0	0	84
計	991	125	110	29	541	1796

知的障害者・精神障害者

平成18年4月1日現在、養育手帳の交付者数は282人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は95人である。そのうち更生施設等に入所していない232人が在宅で生活している。肢体不自由との重複障害がない知的障害者や精神障害者については、福祉車両による移送は必要ではなく、更に障害者の権利としてその行動の確保や行動圏の拡大を図り、社会参加を促進するために、セダン型車両等を利用した福祉有償移送サービスによる外出支援を行う必要がある。

【養育手帳の交付者数】 (平成17年4月1日現在)

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳未満	16	28	18	8	70
18歳以上	45	77	65	25	212
計	61	105	83	33	282

【精神障害者保健福祉手帳の交付者数】 (平成17年4月1日現在)

等級	1級	2級	3級	計
人数	12	56	27	95

(3) 公共交通機関の状況

市内には、JR常磐線、路線バス、タクシー、市内巡回バス、地域巡回バスの公共交通手段がある。

ＪＲ常磐線の状況

ＪＲ常磐線については、市内に３駅（北から大津港駅、磯原駅、南中郷駅）が設置されているが、特急列車の停車本数が少なく、また、隣市である高萩市の高萩駅発着の本数が多くなっている。今後、特急列車の停車本数の増便と高萩駅発着列車のいわき駅までの延伸が課題となっている。

【ＪＲ常磐線３駅運行実績】

駅別	平成15年度乗客総数	一日平均乗車人数	平成16年度乗客総数	一日平均乗車人数
南中郷駅	327,706	898	261,705	717
磯原	849,735	2,328	701,895	1,923
大津港	575,549	1,577	471,215	1,291

路線バス、市内巡回バス、地域巡回バスの状況

市内の路線バスは、日立電鉄交通サービス（株）のバスが３路線運行しているが、運行本数が少なく地域も限られている。また、住宅密集地以外では、バス停までの距離が遠く、ノンステップバスも普及していないことから、移動制約者にとっては利用が困難となっている。

市では、平成15年4月1日より、ＪＲ常磐線３駅を起点に市内各医療機関や公共施設を結び通院等の交通手段として市内巡回バスの運行をしている。全市民を対象に市内を４つの路線に分けて４台のバスで運行しているが、コースや時間、曜日が合わないなど、移動制約者の希望に十分対応している状況とはいえない。このため、市内巡回バスを補完する役割として、平成16年4月1日から市内各駅を拠点として北部、中央、南部地域を走る３路線の地域巡回バスを運行している。

【市内巡回バス運行実績】

	平成16年度	平成17年度
年間利用人数	63,868人	62,117人

【地域巡回バス運行実績】

	平成16年度	平成17年度
年間利用人数	10,005人	8,949人

タクシーの状況

市内のタクシー会社は６社で合計６３台のタクシーが運行しているが、福祉車両を保有しているタクシー会社はない。市が実施している重度心身障害者通院通所交通費助成事業や、公共交通機関を利用することが困難なおおむね６５歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とした外出支援サービス事業に関して、市内のタクシー会社の協力により、タクシー料金の助成

事業を行っている。

(4) 市の外出支援施策

北茨城市における外出支援策としては以下のものがある。

重度心身障害者通院通所交通費助成事業

《対象者》

対象者は、市内に住所を有する身体障害者手帳の1級・2級または1種3級の交付を受けた者。療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度の判定がまたはAの者。ただし、自動車税・軽自動車税を減免されているものを除く。

《助成額》

助成は、通院・通所に要するタクシー料金とし、その額は1回の乗車につき初乗運賃相当額とする。ただし、年間30回分を限度とする。

【平成16年度実績】

交付件数	114件
利用延べ回数	2,006回

外出支援サービス事業

《対象者》

対象者は、市内に住所を有し、一般の公共交通機関を利用することが身体的に困難なひとり暮らし老人や高齢世帯でおおむね65歳以上の高齢者。

《助成額》

市が実施する介護予防事業の地域リハビリ教室・生活リハビリ教室等に参加する場合の実施場所と居宅の送迎費用として、2割の自己負担を差し引いた残りを助成する。(自己負担の上限は300円)

【平成16年度実績】

実利用人数	10人
利用延べ回数	99回

5 構造改革特別区域計画の意義

北茨城市の主要な交通幹線は、本県を縦断し、首都圏と東北地方を結ぶJR常磐線・国道6号線・常磐自動車道が海岸線に沿って整備されているが、現在の公共交通機関では、自宅から駅やバス停までの距離が離れているなど、外出が困難な要介護者や障害者等が移動する体制は十分に整っていない。このことなどから、本市における移送サービスの潜在的利用希望者数はかなりあり、人

工透析患者・知的障害者・座位が保てる要介護高齢者等、福祉車両を必要としない移動制約者の要求に対して十分に対応できる状況にあるとは言えない。

これらの課題を克服するため、移動制約者の移動手段の確保については、従来の公共交通機関等の事業活動以外にNPO法人等の福祉有償サービスにおける範囲を、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用に拡充することにより、日常生活を営む上で困難を感じているすべての市民が、地域社会の一員として安心して暮らすことのできる社会の構築と、民間の自主活動による地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

北茨城市の基本計画である北茨城市第3次総合計画では、「きらめき・めぐみ・つどい - たくましく生きるまち北茨城 - 」をまちづくりの基本目標に、地域の人々がお互いに支え合い、明るく健やかに暮らせる思いやりのある優しいまちの形成を目指し、地域福祉の充実と住みよい豊かなまちづくりを進める中で、市では、平成15年4月1日より、JR常磐線3駅を起点に市内各医療機関や公共施設を結び通院等の交通手段として市内巡回バスの運行をしている。

全市民を対象に市内を4つの路線に分けて4台のバスで運行しているが、コースや時間、曜日が合わない、バス停まで歩けないなど、潜在的な外出希望はあるものの利用できないという状況が見受けられる。

NPO等によるセダン型等の車両を利用した福祉有償サービスの実施によりこのような移動制約者の移動手段を拡充し、日常生活圏域で生涯に渡る生活を維持するための生活の利便性を向上させ、社会参加の促進を図ること、高齢者や障害者の日常生活圏域での自立支援や介護予防、家族の介護負担の軽減を図ることができる。

これらは、北茨城市第3次総合計画に基づき策定された、北茨城市地域福祉計画にあるように、住み慣れた地域で安心して快適に自立した生活が営まれることを支援する、介護予防サービスや生活支援サービス事業を推進する、地域においてふれあい・支え合いの生涯福祉のまちづくりに寄与するものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を福祉車両以外にも拡大していくことにより、福祉サービスや医療サービスの選択範囲が広がり受けやすくなるだけでなく、従来、通院やディサービスの利用程度しか外出できなかった高齢者等が外出しやすくなり、今までは参加を諦め

ていた余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や移動制約者の社会参加促進が図られる。

また、移動制約者の外出が活発になることに伴い、地域内での移送サービス全体の底上げがなされ、買い物等による消費の拡大や、介護者の就労機会の確保が図られ、地域社会及び地域経済に波及効果をもたらし、地域雇用の拡大が期待されると考える。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

- ・実施主体 北茨城市保健センター
- ・対象者 市内に住所を有し、一般の公共交通機関を利用することが身体的に困難なひとり暮らし老人や高齢世帯でおおむね65歳以上の高齢者。
- ・利用回数 年間96回(片道を1回)
- ・助成額 市が実施する介護予防事業の地域リハビリ教室・生活リハビリ教室等に参加する場合の実施場所と居宅の送迎費用として、2割の自己負担を差し引いた残りを助成する。(自己負担の上限は300円)

(2) 重度心身障害者通院通所交通費助成事業

- ・実施主体 北茨城市社会福祉課
- ・対象者 市内に住所を有する身体障害者手帳の1級・2級または1種3級の交付を受けた者。療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度の判定が またはAの者。ただし、自動車税・軽自動車税を減免されているものを除く。
- ・利用回数 年間30回(片道を1回)
- ・助成額 通院・通所に要するタクシー料金とし、その額は1回の乗車につき初乗運賃相当額とする。

(3) 北茨城市内巡回バス

- ・実施主体 北茨城市企画政策課
- ・対象者 市民
- ・運行路線 4路線
- ・運行日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は運休。
- ・利用料金 1路線1回100円

(4) 北茨城市地域巡回バス

- ・実施主体 北茨城市企画政策課
- ・対象者 市民
- ・運行路線 3路線
- ・運行日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は運休。
- ・利用料金 1路線1回100円

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業
の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人、NPO法人、医療法人、及び公益法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

北茨城市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が北茨城市

(3) 事業により実現される行為

要介護・要支援認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動制約者のうち、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、社会福祉法人・NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人が所有するセダン型等の一般車両を使用して有償で移送サービスを提供する行為

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件のもと許可されることとなったNPO法人等による福祉有償運送だが、車両が福祉車両に限定されていたため、NPO法人等が許可申請することができない厳しい状況にあった。移動制約者は必ずしも福祉車両を使用しなければ移動できない訳ではなく、一般車両により移送サービスをした方が、適している場合が多い。このような状況から福祉有償運送の運行車両を拡大し、移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に結びつけるよう対応を改善しようとするものである。

(1) 北茨城市福祉有償運送等運営協議会

北茨城市における社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、平成17年11月、北茨城市が主宰者となり、北茨城市福祉有償運送等運営協議会を設置し、平成18年1月17日第1回運営協議会を開催した。

運営協議会の委員

- ア． 学識経験者
- イ． 関東運輸局茨城運輸支局長の指名する職員
- ウ． 福祉有償運送の利用者代表
- エ． バス、タクシー事業者等公共交通機関の代表
- オ． ボランティア団体の代表
- カ． 北茨城市福祉事務所長の職にある者

運営協議会の開催

- ア． 運営協議会は、会長が招集し、議長を務める。
- イ． 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ウ． 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- エ． 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

運営協議会に関する事務は、北茨城市市民福祉部高齢福祉課において処理する。

(2) 運送主体

当該輸送の確保については、市長から具体的な協力依頼を受けた社会福祉法人・NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人で、運営協議会の決議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添い人

- ア． 介護保険法（平成9年法第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- イ． 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ウ． その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）

精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両又は運転者等から提供される自家用自動車以下の条件を満たす車両。

- ア． 運送主体と自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- イ． 当該契約において有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ウ． 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に、有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

ア． 氏名、名称又は記号

イ． 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字。

ウ． 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

エ． 文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(5) 運転者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

ア． 申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者。

イ． 茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等を

受講した者。

ウ． 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。

エ． 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき、運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。

オ． その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し、必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(6) 損害賠償措置

ア． 運送に使用する車両全てについて、対人1億円以上、対物1,000万円以上、搭乗者等1,000万円以上の任意保険等に加入していること。

イ． 運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(7) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

(8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。